

電力受給契約書（案）

山口県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書及び山口県企業局財務規程（昭和40年山口県企業管理規程第7号。以下「財務規程」という。）及び財務規程に例によることとされている山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（別に甲が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第2条 甲は、契約の対象となる発電所の発生電力から甲が使用する各発電所の所内消費電力を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

2 契約の対象となる発電所は以下のとおりとする。

発電所名	所在地	型式	最大出力
菅野発電所	周南市大字金峰字東松室 2986 番地 4	ダム式	14,500kW
水越発電所	周南市大字金峰字北小田原 842 番地 2	ダム式	1,300kW
徳山発電所	周南市大字徳山 5112 番地 1	ダム水路式	6,500kW
本郷川発電所	岩国市本郷町本郷字引地 2270 番地 2	水路式	260kW
生見川発電所	岩国市美川町南桑字カシ原 1691 番地 6	ダム式	1,800kW
小瀬川発電所	岩国市美和町釜ヶ原字土打 479 番地 4	ダム式	630kW
末武川発電所	下松市大字瀬戸字楮浴 627 番地 2	ダム式	1,600kW
佐波川発電所	山口市徳地船路字滝下 1096 番地 1	ダム水路式	3,500kW
木屋川発電所	下関市豊田町大字大河内字井手ヶ平 106 番地 9	ダム式	1,850kW
新阿武川発電所	萩市川上字なんかけ 2344 番地 1	ダム式	19,500kW

3 甲が乙に供給を予定している電力量（以下「予定売却電力量」という。）は、仕様書のとおりとする。

4 甲が乙に供給する電力量（以下「受給電力量」という。）が、予定売却電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量を購入するものとする。

（受給地点、電気方式等）

第3条 電力の受給地点、電気方式、最大出力、周波数、電圧は、別表第1のとおりとする。

2 責任分界点は、別表第2のとおりとする。

(送電時間)

第4条 甲は、毎日24時間送電するものとする。ただし、発電所の点検又は手入れを要する場合、その他必要がある場合は、受給電力の全部又は一部の送電を休止することができる。

(受給開始日及び受給期間)

第5条 受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。

受給開始日：令和8年4月1日

受給期間：令和8年4月1日0時から令和10年3月31日24時まで

ただし、小瀬川発電所については、次のとおりとする。

受給開始日：令和9年8月1日

受給期間：令和9年8月1日0時から令和10年3月31日24時まで

(契約期間及び受給期間の延長)

第6条 令和9年3月31日までに、甲乙双方から書面による何らの意思表示がないときには、契約期間及び受給期間をさらに1年間延長するものとする。

(電力の受給上の協力等)

第7条 甲及び乙は、この電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

2 甲及び乙は、この契約に基づく電力の受給に直接関係のある電気工作物に対し相手方から調査の要求があった場合は、お互いにその調査に応ずるものとする。

(受給電力量の計量)

第8条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 前項に定める電力量計による計量は、毎月末日24時に行うものとし、乙は、当該計量日時に記録された計量値を、原則として乙の当月第1営業日に検針するものとする。乙は、計量値を速やかに甲に通知するものとする。

3 電力量計に故障が生じたときの当該時間内における受給電力量については、その都度甲乙協議して確定するものとする。

4 甲は、電力の受給について甲が記録している事項のうち、乙が必要とする事項を乙の求めに応じてこれを提出するものとする。

5 乙は、自ら必要と認めるときには、第2項に定める計量日以外の日時においても、臨時検針を行うことができる。この場合、甲はこれに協力する。

6 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合は、これに要する費用を甲が負担する。

(電力量料金)

第9条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に以下の契約単価を乗じて得た値(1円未満切捨)に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額(1円未満切捨)とする。

契約単価 (1キロワット時につき)	〇〇円〇〇銭 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)
----------------------	---------------------------------

(電力量料金の支払)

第10条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、第9条により算定された料金を計量日の翌月15日までに乙に請求し、乙は、その月の25日(以下「支払期日」という。)までに請求者の指定する方法によりこれを支払う。ただし、支払期日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、支払期日を金融機関の翌営業日とする。
- 3 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて、延滞金の徴収に関する条例(昭和39年山口県条例第7号)第2条に規定する割合で計算した延滞利息を前項の支払額に加算して支払う。ただし、16日以降に請求書を受領した場合の延滞利息の起算日は、請求書を受領した日の翌日から10日を経過した日とする。

(環境価値の取扱い)

第11条 受給電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値(以下「環境価値」という。)については、乙に帰属するものとし、その価値は第9条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。

- 2 乙は環境価値を移転させるために必要となる諸手続きを行うものとする。
- 3 環境価値に関する法令等に改正があった場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

(容量市場の取扱い)

第12条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、ペナルティによる減額分(乙の責によるものを除く)を含め、第9条の規定により算定される電力量料金との精算は行わない。

- 2 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は資料提供等の協力を行うものとする。

(契約保証金)

第13条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(発電バランシンググループへの加入等)

第 14 条 甲は、第 5 条に定める受給期間において、乙が設定する発電バランシンググループに加入するものとする。ただし、甲は発電バランシンググループの加入に係る経費を負担しない。

2 発電計画と発電実績値の間に差分が発生した場合であっても、甲乙ともに、その差分を根拠とした料金（以下「インバランス料金」という。）の請求は行わないものとする。

3 発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合においても、甲乙間において当該料金の精算は行わないものとする。

(契約の効力)

第 15 条 この契約の条項中主務官庁の許可、認可又は承認（以下「許可等」という。）を必要とする事項については、当該許可等を得たときからその効力を生ずるものとする。

(記録)

第 16 条 甲及び乙は、受給電力に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合せ書の作成)

第 17 条 電力の受給に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (2) 乙が支払期日までに電力量料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙が、この契約及び仕様書等で定める契約条件を遵守できないと判明したとき。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 9 の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
- (5) 乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定により、納付金を納付しない電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。
- (6) 乙が、第 21 条第 3 項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。
- (7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行せず、又は乙の債務について履行不能となったとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該下請等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 7 号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙は、前 2 項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（談合等による解除）

第 19 条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 20 条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第 7 条の 2、第 20 条の 2、第 20 条の 3、第 20 条の 4、第 20 条の 5、第 20 条の 6 の規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る

抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(違約金)

第20条 甲は、この契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、予定売却電力量の合計に第9条に規定する契約単価を乗じて計算した額の10分の1に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

第21条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその延滞利息のほか、甲の逸失利益についても、当然含むものとする。

3 甲は、乙が第18条第1項各号（第6号を除く。）のいずれか又は第19条各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

4 乙は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、予定売却電力量の合計に第9条に規定する契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第19条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

5 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

6 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(期限の利益の喪失)

第22条 第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であって、乙が受給期間中における受給電力の全量購入を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第 23 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(託送供給等の契約)

第 24 条 乙は、この契約に基づき、乙と一般送配電事業者との間に、電気を安定して供給するために必要とする託送供給に関する契約を締結し、その確認ができる書類の写しを供給開始までに甲に提出しなければならない。

2 甲及び乙は、この契約に基づき、一般送配電事業者が定める託送供給等約款で定めることが求められる事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(守秘義務)

第 25 条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 26 条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利譲渡等の制限)

第 27 条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第 28 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は電力の売却を一時中止することができる。

2 前項の規定により電力量料金を変更するときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議の上、電力量料金その他の契約内容を変更することができる。

(連携事業の実施)

第 29 条 乙は、本契約に関連し、県内における再生可能エネルギーの普及及び地産地消の推進、環境意識の向上等を目的として、甲と連携した電力販売事業（以下「連携事業」という。）を実施するものとする。

2 連携事業の詳細については、仕様書に定めるもののほか、甲乙協議の上、決定するもの

とする。

(費用の負担)

第 30 条 この契約の締結及び電力の購入並びに環境価値に係る手続き等の費用は、乙の負担とし、甲は電力の購入並びに環境価値に係る手続き等に必要な資料提供を行うものとする。

(所轄裁判所)

第 31 条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

(関係法令の遵守)

第 32 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第 33 条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第 34 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

山口県

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

乙 〇〇〇〇〇

別表第 1 受給地点、電気方式、最大出力、周波数、電圧

受給地点	電気方式	最大出力	周波数	電圧
菅野発電所	交流 3 相 3 線式 (同期発電機)	14, 500kW	60Hz	66, 000V
水越発電所	交流 3 相 3 線式 (誘導発電機)	1, 300kW	60Hz	6, 600V
徳山発電所	交流 3 相 3 線式 (同期発電機)	6, 500kW	60Hz	6, 600V
本郷川発電所	交流 3 相 3 線式 (誘導発電機)	260kW	60Hz	6, 600V
生見川発電所	交流 3 相 3 線式 (誘導発電機)	1, 800kW	60Hz	6, 600V
小瀬川発電所	交流 3 相 3 線式 (同期発電機)	630kW	60Hz	6, 600V
末武川発電所	交流 3 相 3 線式 (誘導発電機)	1, 600kW	60Hz	6, 600V
佐波川発電所	交流 3 相 3 線式 (同期発電機)	3, 500kW	60Hz	22, 000V
木屋川発電所	交流 3 相 3 線式 (同期発電機)	1, 850kW	60Hz	6, 600V
新阿武川発電所	交流 3 相 3 線式 (同期発電機)	19, 500kW	60Hz	66, 000V

別表第 2 責任分界点

受給地点	責任分界点
菅野発電所	送電線引出口に設置された断路器の送電線側端子
水越発電所	送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子
徳山発電所	送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子
本郷川発電所	配電線引出口に設置された柱上開閉器の発電機側端子
生見川発電所	送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子
小瀬川発電所	配電線引出口に設置された柱上開閉器の配電線側端子
末武川発電所	送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子
佐波川発電所	送電線引出口に設置された断路器の送電線側端子
木屋川発電所	送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子
新阿武川発電所	送電線引出口に設置された断路器の送電線側端子

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。